

	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
員の員数の基準	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の常勤換算方法で、人居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の常勤換算方法で、人居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定め	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
員の員数の基準	厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の常勤換算方法で、人居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず、又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定め
厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法 指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

原生労働人団が定める介護保険施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準

<p>指定施設サービス等介護給付費 単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法</p>
---	-----------------------------------

業療法上若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の人居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに、以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。」

業療法上若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の人居者の数の合計数が三又はその端数を増すことにより、以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。」

<p>十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める人院患者の数の基準</p> <p>施行規則第二百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>厚生労働大臣が定める介護療養施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
--	--	--

<p>九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準</p> <p>施行規則第二百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>厚生労働大臣が定める介護療養施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
--	--

<p>(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第四十一号)以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
---	--

<p>(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第四十一号)以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p> <p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
---	--

<p>指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。（当該指定介護療養型医療施設サービスを行なうこと）</p>	<p>門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設サービスを行なうこと）。</p>	<p>門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていない場合を含む。）</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。（当該指定介護療養型医療施設サービスを行なうこと）</p>	<p>門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと）。</p>	<p>門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと）。</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）である場合にあって同じ。）である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設基準第二条に規定するユニット部分をい。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>

医療施設が、一部ユニット型指
定介護療養型医療施設である場
合にあつては、当該指定介護療
養型医療施設のユニット部分以
外の部分について、指定介護療
養型医療施設基準第二条に定め
る員数の看護職員及び介護職員
を置いていない場合を含む。)

別に厚生労働大臣が定める地域
に所在する指定介護療養型医療
施設であつて、医師の確保に関
する計画を都道府県知事に届け
出たものにおいて、指定介護療
養型医療施設基準第二条に定め
る員数に百分の六十を乗じて得
た数の医師を置いておらず、同
条に定める員数の介護支援専門
員を置いており、かつ、指定介
護療養施設サービスを行う病棟
に同条に定める員数の看護職員
及び介護職員を置いており、同
条に定める看護職員の員数に百
分の二十を乗じて得た数の看護
師を置いていること(当該指定
介護療養型医療施設が、一部ユ
ニット型指定介護療養型医療施
設である場合にあつては、指定
介護療養型医療施設基準第二条

指定施設サービス等介護給付費
単位数表の看護職員及び介護職
員の配置に応じた所定単位数か
ら十二単位を控除して得た単位
数を用いて、指定施設サービス
等に要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

医療施設が、一部ユニット型指
定介護療養型医療施設である場
合にあつては、当該指定介護療
養型医療施設のユニット部分以
外の部分について、指定介護療
養型医療施設基準第一条に定め
る員数の看護職員及び介護職員
を置いていない場合を含む。)

別に厚生労働大臣が定める地域
に所在する指定介護療養型医療
施設であつて、医師の確保に関
する計画を都道府県知事に届け
出たものにおいて、指定介護療
養型医療施設基準第一条に定め
る員数に百分の六十を乗じて得
た数の医師を置いておらず、同
条に定める員数の介護支援専門
員を置いており、かつ、指定介
護療養施設サービスを行う病棟
に同条に定める員数の看護職員
及び介護職員を置いており、同
条に定める看護職員の員数に百
分の二十を乗じて得た数の看護
師を置いていること(当該指定
介護療養型医療施設が、一部ユ
ニット型指定介護療養型医療施
設である場合にあつては、指定
介護療養型医療施設基準第二条

指定施設サービス等介護給付費
単位数表の看護職員及び介護職
員の配置に応じた所定単位数か
ら十二単位を控除して得た単位
数を用いて、指定施設サービス
等に要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

に定める員数に百分の六十を乗
じて得た数の医師を置いておら
ず、同条に定める員数の介護支
援専門員を置いており、かつ、
当該指定介護療養型医療施設の
ユニット部分以外の部分につい
て、同条に定める員数の看護職
員及び介護職員を置いており、
同条に定める看護職員の員数に
百分の二十を乗じて得た数の看
護師を置いている場合を含む。)

(3)

指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は
介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に
該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費に
ついては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

に定める員数に百分の六十を乗
じて得た数の医師を置いておら
ず、同条に定める員数の介護支
援専門員を置いており、かつ、
当該指定介護療養型医療施設の
ユニット部分以外の部分につい
て、同条に定める員数の看護職
員及び介護職員を置いており、
同条に定める看護職員の員数に
百分の二十を乗じて得た数の看
護師を置いている場合を含む。)

(3)

指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は
介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に
該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費に
ついては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただ
し、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準の一部を改正する省令附則第二条の規定の適用を受けて
介護支援専門員を置かないユニット型指定介護療養型医療施
設に係るユニット型介護療養施設サービス費については、平
成十八年三月三十日までの間は、同表の上欄中介護支援専
門員の員数の基準は、適用しない。

に定める員数に百分の六十を乗
じて得た数の医師を置いておら
ず、同条に定める員数の介護支
援専門員を置いており、かつ、
当該指定介護療養型医療施設の
ユニット部分以外の部分につい
て、同条に定める員数の看護職
員及び介護職員を置いており、
同条に定める看護職員の員数に
百分の二十を乗じて得た数の看
護師を置いている場合を含む。)

(3)

厚生労働大臣が定める地域 に所在するユニット型指定介護 専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養 施設サービス費の算定方法
厚生労働大臣が定める医師、看 護職員、介護職員及び介護支援 専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養 施設サービス等介護給付費

厚生労働大臣が定める地域 に所在するユニット型指定介護 専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養 施設サービス費の算定方法
厚生労働大臣が定める医師、看 護職員、介護職員及び介護支援 専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養 施設サービス等介護給付費

ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、

指定介護療養型医療施設基準

第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

□ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法

指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準

厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法

施行規則第二百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定す

別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型医療施設である場合は、指定介護療養型医療施設基準第一条に定める員数に百分

の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合は、指定介護療養型医療施設基準第一条に定める員数に百分

合にあっては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、指定介護療養型医療施設基準第一条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合は、指定介護療養型医療施設基準第一条に定める員数に百分

の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合は、指定介護療養型医療施設基準第一条に定める員数に百分

- 十四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法**
- イ 指定介護事業者が指定通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合については、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防費の算定方法
施行規則第百四十条の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防費の算定方法
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第九十七条に定める員数を置いていないこと。	通所介護費の算定方法

- 十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法**
- イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防費の算定方法
厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定

施行規則第百四十条の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

口 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法
イ 指定介護予防短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受ける指定

介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
--------------------	------------------------------

指定介護予防サービス基準第百二十九条の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること）。

指定介護予防サービス基準第二十九条の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護

- 52 -

事業所にあつては、施行規則第

百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの人所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第二号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に人院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期とつたことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあつては、人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超える場合にあつては、人所定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

四 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第百六十九条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百六十九条に規定するユニット部分をいう。ニにおいて同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第百三十二条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単

独型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス基準第百	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
----------------------------	------------------------------------	----------------	--

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設（指定介護予防サービス基準第百三十二条に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とする介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
--

厚生労働大臣が定める介護職員
又は看護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護職員
又は看護職員の員数の基準
二十九条に定める員数を置いて
いないこと。

二十九条に定める員数を置いて
いないこと。

厚生労働大臣が定める介護予防
短期人所生活介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める介護予防
短期人所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス介護給付
費単位数表の所定単位数に百分
の七十を乗じて得た単位数を用
いて、指定介護予防サービスに
要する費用の額の算定に関する
基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護予防
短期人所生活介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める介護予防
短期人所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス介護給付
費単位数表の所定単位数に百分
の七十を乗じて得た単位数を用
いて、指定介護予防サービスに
要する費用の額の算定に関する
基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員
又は看護職員の員数の基準
ニット型指定介護予防短期人所生活介護事業所の介護職員
又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期人所生活介護事
業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第二十
九条に定める介護職員又は看護職員の員数)が次の表の上欄に
掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期人所生
活介護費(単独型ユニット型介護予防短期人所生活介護費に限
る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護予防
短期人所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス介護給付
費単位数表の所定単位数に百分
の七十を乗じて得た単位数を用
いて、指定介護予防サービスに
要する費用の額の算定に関する
基準の例により算定する。

基準の例により算定する。

ホー
員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定介護予防短期人所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期人所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二十九条の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)における短期人所生活介護費(併設型ユニット型介護予防短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員
又は看護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護職員
又は看護職員の員数の基準
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと

厚生労働大臣が定める介護職員
又は看護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護予防
短期人所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス介護給付
費単位数表の所定単位数に百分
の七十を乗じて得た単位数を用
いて、指定介護予防サービスに
要する費用の額の算定に関する
基準の例により算定する。

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期人所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業

所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期

期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

より算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第七百	指定介護予防サービス介護給付

九十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第二百九十二条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、指定介護予防サービス基準第二百二十五条に規定するユニット部分をいり、以外の部分について、指定介護予防サービス基準第二百九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防サービス基準第二百二十五条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第二百九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるとおり算定する。

ころにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準
指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数を置いてないこと（当該指定介護予防がないこと）
短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

口 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法
(1) 指定介護予防短期入所療養介護の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該する場合における介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第二百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えることによるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法 指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数を置いてないこと（当該指定介護予防がないこと） 短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域 厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法 指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数を置いてないこと（当該指定介護予防がないこと） 短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数を置いてないこと（当該指定介護予防がないこと）
短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数を置いてないこと（当該指定介護予防がないこと）
短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医

に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていたこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が一部ニシット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合には、当該介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定介護予防サービス基準第五十九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合には、当該

指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない

指定介護予防サービス基準第五十九十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期人所疗養介護事業所である場合にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部以外の部分について、指定介護予防サービス基準第五十九条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地図に所在する指定介護予防短期所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて

指定期間の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスの費用を算定する。基準の例により算定する。

指定介護予防サービス基準第百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を

る。一ビスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定す

棟に同条に定める員数の看護職員の員数に
員及び介護職員を置いており、
同条に定める看護職員の員数に
百分の二十を乗じて得た数の看
護師を置いていること（当該指
定短期人所療養介護事業所が、
一部ユニット型指定介護予防短
期人所療養介護事業所である場
合にあつては、指定介護予防サ
ービス基準第九百九十二条に定め
る員数に百分の六十を乗じて得
た数の医師を置いておらず、かつ、
当該指定介護予防短期人所
療養介護事業所のユニット部分
以外の部分について、同条に定
める員数の看護職員及び介護職
員を置いており、同条に定める
看護職員の員数に百分の二十を
乗じて得た数の看護師を置いて
いる場合を含む。）。

指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型認

（知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）について
は、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期人所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第二百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期人所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること(当該指定介護予防介護予防短期入所療養介護事業所が一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定介護予防サービス基準第二百九十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期人所療養介護事業所のユニット部</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

																																									</td				

置いておらず、かつ、当該指定介護予防介護予防短期入所療養事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており

同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。」。

ハ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護予防短期入所療養介護費の算定方法指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行なう病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計額が施行規則第一百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分之七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十八 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び介護予防

特定施設入居者生活介護費の算定方法
イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第一百四十二条に定める員数を満たしていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分之七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者（指定介護予防サービス基準第二百六十四条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者をいう。以下同じ。）の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設従業者（指定介護予防サービス基準第二百六十四条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者をいう。以下同じ。）の員数の基準
厚生労働大臣が定める外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設従業者（指定介護予防サービス基準第二百六十四条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者をいう。以下同じ。）の員数の基準

指定介護予防サービス基準第二百六十四条に定める員数を算出しないこと。

上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費の算定に該当する。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十九 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第二百四十三条の二十の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に該当する。

四 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費ⅰ）又は介護予防認知症対応型通所介護費ⅱに限る。）については、同表の下欄に掲げるとこ

るにより算定する。
厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準
指定地域密着型介護予防サービス基準第七条に定める員数を置いていないこと。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型介護予防サービス基準第七条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 共用型指定認知症対応型介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費ⅰ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定
----------------------------	------------------------------

方法

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」といっていいこと。）第八条に定める員数を置く。

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二十 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第二百四十二条の二十一の規定に基づき市町村に提出した運営規程に定められる登録定員を越えること。	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

口 指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法 イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
施行規則第百四十条の二十二の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
□ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	□ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
原生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準	原生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法

原生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準	原生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。